

吉野川市地域公共交通活性化協議会 設立総会 会議録

日 時 令和7年4月10日(木) 午前10時~午前10時28分

会 場 吉野川市役所 東館3階 231会議室

出席委員

吉野川市長	原井 敬
徳島大学 教授	奥嶋 政嗣
四国旅客鉄道(株) 徳島企画部 部長	荒井 隆
徳島バス(株) 企画管理部 副部長	林 直人
ガソリンサービス タクシサービスユニット ディレクター (一社)徳島県バス協会 専務理事	岩城 雅弘
徳島県タクシー協会 会長	重本 錦二
四国運輸局 徳島運輸支局 首席運輸専門官	藤田 雅子
四国運輸局 徳島運輸支局 首席運輸専門官	廣瀬 涉
徳島県 生活環境部 交通政策課 課長 (代理出席) 交通政策課 係長	齊藤 信一郎
徳島県 東部県土整備局吉野川庁舎 施設管理課長	橋本 貴弘
吉野川市社会福祉協議会 事務局長	山田 知成
吉野川市老人クラブ連合会 会長	津村 直樹
吉野川商工会議所 会頭	宮本 陽一
吉野川市商工会 会長	高橋 義男
美郷地区自治会連合会 会長	坂東 謙
吉野川市 教育委員会 教育長	平内 俊三
吉野川市 市民部 部長	松原 勲
吉野川市 建設部 監理課長	木屋村 雅信
吉野川市 建設部 都市計画住宅課長	上田 哲也
吉野川市 産業経済部 商工観光課長	角野 芳正
	青木 健
	川端 俊宏

委任状提出委員

徳島バス労働組合 書記長	岩生 大治
川田地区自治会連合会 会長	長尾 寿美子

事務局

吉野川市	市民部	市民生活課長		尾西	稔生
吉野川市	市民部	市民生活課	主幹兼係長	工藤	聖隆
吉野川市	市民部	市民生活課	主事	野口	真代

欠席委員

山瀬観光（有）	代表取締役			藤田	良
阿波吉野川警察署	交通課長			菊川	択司

議 題 協議事項

議第1号 吉野川市地域公共交通活性化協議会設置要綱（案）について
議第2号 役員の選出について
議第3号 吉野川市地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）について
議第4号 吉野川市地域公共交通活性化協議会財務規程（案）について
議第5号 令和7年度事業計画（案）について
議第6号 令和7年度収支予算（案）について

1．開会

（事務局 尾西課長）

それでは、ご案内の時刻がまいりましたので、ただ今から、「吉野川市地域公共交通活性化協議会設立総会」を開会いたします。私、市民生活課長の尾西と申します。本日、協議会の設置要綱（案）にご承認いただき、議長が決定するまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それではまずはじめに、原井市長よりご挨拶を申し上げます。

2．市長あいさつ

皆さん、おはようございます。本日はこうして、吉野川市地域公共交通活性化協議会の設立総会ということで、平日の午前中のお忙しい時間帯に関わらず、皆さま方にはご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。平素より皆さま方には、本市の行政各般にわたりまして、ご理解、ご協力をいただいておりますことにも、この場をお借りして御礼申し上げます。

さて、本日の設立総会に至る経緯を、少しばかりお話をさせていただければというふうに思っております。本市としても、これまで協議会に似た組織として、吉野川市地域公共交通会議という会議体が存在しておりました。こちらは主には、美郷・山川で運営をしております代替バス。これの運営について議論を重ねる会議体でございました。そうした中

で、私が申し上げるまでもなく、これだけ車社会というものが進んできた中で、公共交通としてJRさんであるとか、路線バスさんであるとか、またタクシー業界も含めて公共交通が維持されてきたわけでありまして、これだけ人口減少が進むにつれ、また運転手等の担い手の確保も難しい中で、吉野川市全体としての公共交通の計画の必要性、それを感じているところではございました。そうした中で、数年前に国の法律の方も変わりました、各市町村において公共交通における計画を作りなさいということで、努力義務化をされたわけでありまして、そうした中で、本市としても吉野川市全体での公共交通の望ましい在り方について、計画を作っていくべきだろうということで、この協議会を設立させていただこうとしているところでございます。

この後、協議事項にありますように、それぞれの議題について、担当の方よりご説明させていただきながら、皆様方からのご意見を賜ればというふうに考えておりますので、どうぞ今日はよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

3．委員紹介

(事務局 尾西課長)

ありがとうございました。続きまして、「委員紹介」でございます。

全ての方をご紹介させていただきたいところですが、時間も限られておりますので、委員名簿にて代えさせていただきますことをご了承ください。

資料の2ページに名簿がございます。この委員名簿は、本日設立予定の法定協議会委員を委嘱させていただき皆様であり、学識経験者、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、利用者、吉野川市職員、その他必要と認める方々で構成されております。

本日は、6番の藤田様、9番の岩生様、19番の長尾様の3名がご欠席でございます。また、12番の橋本様におかれましては、本日、山田様に代理出席をいただいております。

4．協議事項

(事務局 尾西課長)

それでは、本日の協議事項に移らせていただきます。

議第1号「吉野川市地域公共交通活性化協議会設置要綱(案)について」事務局よりご説明申し上げます。

(事務局 工藤主幹)

それでは「議第1号吉野川市地域公共交通活性化協議会設置要綱(案)について」ご説明申し上げます。議案書3ページをご覧ください。

本案は、吉野川市地域公共交通活性化協議会の設置にあたり、必要となる要件等をまと

め、要綱としたものでございます。

まず、第1条で設置の目的を定めております。一つは、活性化再生法に基づき、地域公共交通計画の策定に係る協議を行うため、もう一つは、道路運送法に基づき、住民の生活に必要なバス路線の確保に係る協議を行うためでございます。なお、後者はこれまで、吉野川市地域公共交通会議でご協議いただいていた事項となります。

続きまして、第2条では本協議会の所掌事項を定め、以下、委員の構成や任期について、役員とその職務について、会議について等を定めております。なお、第11条において事務局について、第14条において財務について定めておりますが、これらを根拠として、後ほどご審議いただく事務局規程(案)・財務規程(案)を作成しております。

次に、第13条では報酬及び費用弁償について定めております。この条において報酬及び費用弁償の対象は、名簿にお戻りいただき、2番の奥嶋委員、15番の宮本委員から20番の松原委員の7名を想定しております。

概要とはなりますが、以上となります。

(事務局 尾西課長)

ただいま、説明のありました議第1号「吉野川市地域公共交通活性化協議会設置要綱(案)」について、皆様方のご意見、ご質問をいただきたいと思っております。ご意見・ご質問はございませんか。

特にございませんでしょうか。

- 意見・質問なし -

(事務局 尾西課長)

無いようですので、ただいま、議第1号「吉野川市地域公共交通活性化協議会設置要綱(案)」について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

- 「異議なし」と呼ぶ者あり -

(事務局 尾西課長)

それでは、ご異議なしと認められますので、議第1号「吉野川市地域公共交通活性化協議会設置要綱(案)」については原案のとおり承認されました。設置要綱の承認をもって、本協議会の設立といたします。

それでは、設置要綱の第5条第2項及び第6項第1項に基づき、市長を会長とし、議長をお願いいたします。

以降の議事進行については、会長よりお願いいたします。

(議長 原井市長)

会長の任を務めさせていただくこととなりました原井でございます。あらためまして、各関係機関、各地区を代表しての皆様方がお集まりの本日、この会議が有意義に、また、スムーズに運べる会議となりますようご協力をお願いいたします。

始めに、本日は委員の皆様のご過半数の方にご出席していただいておりますので、設置要綱第6条第2項に基づき、会議が成立していることをご報告申し上げます。

では、議題のほうを進めてまいります。

次に、議第2号「役員の選出について」事務局よりご説明申し上げます。

(事務局 工藤主幹)

それでは、議第2号「役員の選出について」ご説明申し上げます。

これは、設置要綱第5条に定められた副会長及び監事を選出するものでございますが、同条第4項により、委員の中から会長が指名することとしておりますが、設立総会ということもございますので、事務局(案)を申し上げます。

まず、副会長を奥嶋委員をお願いいたします。次に監事でございますが、菊川委員及び宮本委員をお願いいたします。

以上でございます。

(議長 原井市長)

ただいま、説明のありました議第2号「役員の選出について」皆様方のご意見、ご質問をいただきたいと思っております。ご意見・ご質問ございませんか。

特にございませんでしょうか。

- 意見・質問なし -

(議長 原井市長)

無いようですので、議第2号「役員の選出について」事務局(案)のとおり承認することにご異議ございませんか。

- 「異議なし」と呼ぶ者あり -

(議長 原井市長)

それではご異議なしと認められますので、議第2号「役員の選出について」は、事務局(案)のとおり承認されました。議事の都合により小休します。

(議長 原井市長)

小休前に続きまして、議第3号「吉野川市地域公共交通活性化協議会事務局規程(案)について」事務局よりご説明申し上げます。

(事務局 工藤主幹)

それでは、議第3号「吉野川市地域公共交通活性化協議会事務局規程(案)について」ご説明申し上げます。

これは、設置要綱第11条第4項に規定に基づき、本法定協議会の事務局の運営上必要となる事項をまとめたものでございます。

これにより、吉野川市において事務局が所掌する事務や所管する課を定めるほか、事務局長の専決事項、本法定協議会の文書及び公印の取扱い等について定めるものでございます。

以上でございます。

(議長 原井市長)

ただいま、説明のありました議第3号「吉野川市地域公共交通活性化協議会事務局規程(案)について」皆様方のご意見、ご質問をいただきたいと思っております。ご意見・ご質問ございませんか。

特にございませんでしょうか。

- 意見・質問なし -

(議長 原井市長)

無いようですので、議第3号「吉野川市地域公共交通活性化協議会事務局規程(案)について」原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

- 「異議なし」と呼ぶ者あり -

(議長 原井市長)

それではご異議なしと認められますので議第3号「吉野川市地域公共交通活性化協議会事務局規程(案)について」は、原案のとおり承認されました。

(議長 原井市長)

続きまして、議第4号「吉野川市地域公共交通活性化協議会財務規程(案)について」事務局よりご説明申し上げます。

(事務局 工藤主幹)

それでは、議第4号「吉野川市地域公共交通活性化協議会財務規程(案)について」ご説明申し上げます。

これは、設置要綱第14条の規定に基づき、本法定協議会の財務に関して必要な事項をとりまとめたものでございます。

これにより、本法定協議会の予算や決算等について定めるものでございます。

以上でございます。

(議長 原井市長)

ただいま、説明のありました議第4号「吉野川市地域公共交通活性化協議会財務規程(案)について」皆様方のご意見、ご質問をいただきたいと思えます。ご意見・ご質問ございませんか。

特にございませんでしょうか。

- 意見・質問なし -

(議長 原井市長)

無いようですので、議第4号「吉野川市地域公共交通活性化協議会財務規程(案)について」原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

- 「異議なし」と呼ぶ者あり -

(議長 原井市長)

それではご異議なしと認められますので議第4号「吉野川市地域公共交通活性化協議会財務規程(案)について」は、原案のとおり承認されました。

(議長 原井市長)

続きまして、議第5号「令和7年度事業計画(案)について」事務局よりご説明申し上げます。

(事務局 工藤主幹)

それでは、議第5号「令和7年度事業計画(案)」についてご説明申し上げます。

議案書では13ページとなります。あと、追加資料として、議第5号資料1と資料2がございます。本協議会設置要綱第1条の目的を達成するための今年度の事業計画となります。

次に、議案書13ページの「2 協議会の開催について」でございますが、資料記載の予定に沿い、今回を含め、全5回を順次開催してまいります。都度、進捗状況等をご報告申し上げます、それに対し、ご意見等をいただき、計画策定に向けて反映させていくことになろうかと存じます。

次に「3 その他」中、(1)国庫補助金の交付等に関する事務についてでございます。別紙・資料1をご覧ください。一つおめくりいただきまして、今回活用いたしますのは、国土交通省の地域公共交付、確保維持改善事業補助金の補助メニューの一つである地域公共交通調査等事業でございます。この補助対象事業者は、法定協議会と定められております。本補助金の活用にあたりましては、昨年12月に令和7年度、地域公共交通調査等事業の事業量調査を起点として、事業活用要望ありということで、諸手続きを進めておりましたところ、すでに内示額として、176万円をお示しいただいております。それに基づき、四国運輸局の交通政策部交通企画課に、交付申請書の事前提出を行い、内容確認までを終えたところでございます。資料を1枚おめくりいただいたところにお付けしてございますのが、事前提出した交付申請書となっております。本日、本協議会の設立がご承認いただけましたので、本会議終了後、速やかに正式な交付申請書を提出いたします。以降、交付決定を待って交通計画策定に向けた、諸手続きを進めてまいることとなります。

次に(3)の吉野川市地域公共交通計画策定支援業務の委託契約に関する事務についてご説明いたします。

お配りしてございます資料「吉野川市地域公共交通計画策定支援業務に係る事業者選定について(案)」をご覧ください。

まず、選定方法及び契約方法でございますが、本業務を受託する事業者には、高度な知識や構想力、専門的な技術力が求められるため、過去に複数の自治体において地域公共交通計画作成などの実績を有する事業者を選定することといたします。特に、吉野川市地域公共交通計画には、関連計画として「吉野川市都市計画マスタープラン」や「吉野川市立地適正化計画」があることから、これらとの関連性を考慮し、本市・都市計画住宅課が「都市計画マスタープラン」や「立地適正化計画」を策定する際に指名した業者を参考として選定することとし、その事業者数につきましては、先述の「吉野川市都市計画マスタープラン」策定時の指名業者のほか、近隣自治体で類似した計画の策定実績を有する事業者を加え、7事業者とすることを考えております。

次に契約方法でございますが、他の自治体において採用された契約方法を見ますと、「条件付き一般競争入札」、「指名競争入札」及び「プロポーザル方式による受託者選定手続き」が主な方法となっております。

今回、本市における地域公共交通計画策定については、事業期間が単年度ということで、国庫補助金の交付決定が降り次第、速やかに事業を進めていく必要があることから、指名競争入札により策定支援業務の契約を進めてまいりたいと考えております。業務委託の内

容でございますが、業務委託名称は、吉野川市地域公共交通計画策定支援業務とし、業務期間は、契約の日から令和8年3月31日までといたします。業務内容につきましては、資料にお示しの(1)から(11)を盛り込んだものとし、これをもとに、指名競争入札の実施に必要な仕様書等につきまして、現在作成をしております。本案にご了承いただきました場合には、すみやかに仕様書等を完成させ、入札に向けた手続きを進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

(議長 原井市長)

ただいま、説明のありました議第5号「令和7年度事業計画(案)について」何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

はい、奥嶋委員。

(奥嶋委員)

協議会の開催について13ページのほうで示していただいております。その中で、第3回でアンケート調査の結果を告知されて、それで方針を立てられるということになっております。このアンケート調査結果というのは、事業者の方で、策定されると思うんですが、その時に、アンケート調査というのは、そのどういう点に着目して、やっていくのかで随分と結果が変わると。聞きたいこと、調査したいことを、どういう点に置くのかということが重要になります。

それで、そこに関して議論を、この会議で議論をするかどうかを別にして、第2回の際に、どういう考え方で委託をするのか、どういう点を特に、アンケート調査で確認したいというのかを、この会議で決めるか、市の方針を示していただくか、何かされた方が、重要な事例が浮かび上がるのではないかと思います。この点、いかがでしょうか。

(事務局 工藤主幹)

現時点で考えておりますのは、無作為抽出による3,000名程度を対象としたアンケートというところまでなんですけれども、具体的な調査内容につきましては、受託事業者が決定し次第、協議を重ねたり、事務局、会長とも協議させていただいて、市の方針等を含めまして、方向性を固めていきたいと考えております。

(議長 原井市長)

奥嶋委員、よろしいですか。

(奥嶋委員)

はい、結構です。はい、その部分が重要だと思imasるので、しっかりと市の方で、方針を固めていただけたらと思imas。

(議長 原井市長)

分かりました。はい、ご意見賜りましたので、それを一つ参考にさせていただきたいと思imas。その他、ご意見ござimasか。

- その他意見・質問なし -

(議長 原井市長)

よろしいですか。それでは、特に無いようですので、議第5号「令和7年度事業計画(案)について」原案のとおり承認することにご異議ござimasせんか。

- 「異議なし」と呼ぶ者あり -

(議長 原井市長)

それではご異議なしと認められますので、議第5号「令和7年度事業計画(案)について」は原案のとおり承認されました。

(議長 原井市長)

続きまして、議第6号「令和7年度収支予算(案)について」事務局よりご説明申し上げます。

(事務局 工藤主幹)

それでは、議第6号「令和7年度収支予算(案)について」ご説明申し上げます。議案書の14ページをお願いします。

令和7年度吉野川市地域公共交通活性化協議会歳入歳出予算(案)といたしまして、歳入歳出予算の総額は、それぞれ1,076万4千円と定めるものでござimas。また、歳出予算の各科目の経費の金額は、相互に流用することができるとするものです。

続きまして、歳入予算の詳細でござimas。負担金900万円。これは吉野川市からの負担金でござimas。補助金176万円。これは国庫補助金でござimas。本事業のため、この国庫補助金の活用を予定しており、先に予備的な申請をした結果、内示額として国交省からお示しいただいた額となっております。諸収入4千円。これは預金利子でござ

います。

以上、歳入額 1,076万4千円でございます。

続きまして、歳出予算の詳細でございます。運営費 30万4千円。これは会議費や事務費を含みます。事業費 870万円。これは地域公共交通計画策定支援業務委託費でございます。返還金 176万円。これは、国庫補助金相当額を吉野川市に返還するものです。これは、国庫補助金の受領が補助金確定後であることによります。委託費の支出を済ませておく必要があることから、国庫補助金相当額を含めて吉野川市から負担金を受領し、支払いに充てるための措置で、わかりやすくいえば、吉野川市から国庫補助金相当額を立て替えてもらい、国庫補助金受領後に立て替え分を返還するというものです。

以上、歳出額 1,076万4千円でございます。

以上でございます。

(議長 原井市長)

ただいま、説明のありました議第6号「令和7年度収支予算(案)について」何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

- 意見・質問なし -

(議長 原井市長)

特に無いようですので、議第6号「令和7年度収支予算(案)について」原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

- 「異議なし」と呼ぶ者あり -

(議長 原井市長)

それではご異議なしと認められますので、議第6号「令和7年度収支予算(案)について」は原案のとおり承認されました。

(議長 原井市長)

以上で、本設立総会で予定しておりました協議事項については全て終了いたしました。皆様方のご協力によりまして、全ての協議事項についてご承認いただき、吉野川市地域公共交通活性化協議会を設立することができました。ご協力いただき感謝申し上げます。

それでは、事務局にお返しします。

(事務局 尾西課長)

原井会長ありがとうございました。以上をもちまして、吉野川市地域公共交通活性化協議会設立総会を閉会いたします。

閉会 午前10時28分

(事務局 尾西課長)

引き続き第1回会議を開催したいと思います。よろしいでしょうか。